

マイナンバー情報総点検 点検結果について

- 県内自治体におけるマイナンバー総点検が完了
- 県の身体障害者手帳において5件の紐付け誤りが判明、その他事務については紐付け誤りなし

< 県内の点検状況 >

点検対象情報	県内対象市町 ()内は対象件数	紐付け 点検結果	【参考】全国対象団体数	
身体障害者手帳	✓ 県(19,415件) ✓ 福井市(44件)	県 紐付け誤り5件 福井市 誤りなし	208団体	※
療育手帳	✓ 県(5,228件)	誤りなし	69団体	※
精神障害者保健福祉手帳	✓ 県(8,006件)	誤りなし	129団体	※
所得・個人住民税	✓ 鯖江市(258件) ✓ 若狭町(3件)	両自治体とも 誤りなし	36団体	

※ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」は、全自治体が点検対象
(国方針：約2割の自治体において紐づけ方法が不十分として、全件調査とした)

紐付け誤りの発生原因と再発防止策について

- 障がい福祉課において紐付け誤りの原因を分析し、再発防止策を実施
- 各所属におかれても、同様のミスが発生しうる事務処理を行っていないか確認いただくとともに、紐付け誤りを未然に防ぐための対策の実施についても検討いただきたい

○紐付け誤りの発生原因（件数）

- ①申請書の登録作業を一時中断し、登録作業を再開した際に、誤って別の方の申請書を基に登録作業を行った。（4件）
- ②申請書の記載欄（保護者欄と本人欄）を誤って登録作業を行った。（1件）

○対応

- ・誤りが判明した時点でマイナポータルの閲覧停止、データの修正を行った。
- ・誤りのあった該当者に直接説明・謝罪を行った。

○再発防止策

- ・デジタル庁の横断的ガイドラインをもとに統一的な業務マニュアルを作成
- ・複数人でのチェックを徹底
- ・申請書様式の見直し
- ・紐付け誤りが生じないようにシステム面の改修を検討
 - ⇒ マイナンバー入力時の確認を促すメッセージの表示や電子申請を活用した手入力の回避など

令和5年11月30日

報道機関 各位



福井県健康福祉部障がい福祉課

住 所：〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

担当者：水上、池田、高橋

電 話：0776-20-0337

メール：syogai@pref.fukui.lg.jp

障害者手帳におけるマイナンバーの紐付けに関する
総点検の結果について

県が所管する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について、国の方針に基づき、手帳情報とマイナンバーの紐付け点検を進めていたところ、今般、身体障害者手帳において、手帳番号などの手帳情報に他の申請者のマイナンバーが誤って紐付けられていた事案を確認しました。

事案の概要は、別紙のとおりです。

別紙

障害者手帳におけるマイナンバーの紐付けに関する 総点検の結果について

令和5年11月30日
福井県健康福祉部障がい福祉課

1 概要

- ・ 障害者手帳情報とマイナンバーの紐付けについて、8月8日（火）に、デジタル庁から手帳交付事務を行っている全ての自治体に対し、紐付け誤りの有無を点検するよう指示あり、9月8日（金）の自治体説明会でデジタル庁および厚生労働省から総点検マニュアルが示され、点検を開始。11月27日（月）に点検を完了。
- ・ その結果、身体障害者手帳において5件の紐付け誤りを確認した。（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、紐付け誤りなし）
- ・ 自身のマイナンバーに誤って別人の手帳情報が紐付けされていた方は、マイナポータル上で自身の身体障害者手帳情報に加え、誤って登録された別人の手帳情報を閲覧できる状況だったが、閲覧可能な情報は次のとおりであり、住所、氏名、生年月日等は含まれておらず、特定の個人を識別できる状態ではない。

<マイナポータルで閲覧できる手帳情報>

手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日）、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

- ・ 紐付け誤りが判明した時点で、本人のものでない情報をマイナポータルで閲覧できないようにした上で、データを修正し、点検が完了した11月27日（月）より閲覧可能とした。
- ・ なお、この件について、本人や家族から県への問合せやマイナポータルの閲覧履歴（直近2ヶ月）はなかった。

【手帳情報と紐付け誤り】

身体障害者手帳	5件	(点検対象件数：19,415件※中核市除く)
療育手帳	—件	(// : 5,228件)
精神障害者保健福祉手帳	—件	(// : 8,006件)

2 原因と対応

(1) 原因

- ① 県健康福祉センターの担当者が、他の申請者のマイナンバーを誤って入力（4件）
 - ・ 担当者が、手帳システムへの登録を他業務と並行して行っていたため、入力途中に作業を中断し再開した際、誤って同日に登録作業を行っていた他の申請者のマイナンバーを入力した。
- ② 県健康福祉センターの担当者が、保護者のマイナンバーを誤って入力（1件）
 - ・ 申請書に申請者（保護者）と本人（15歳未満の児童）の両方のマイナンバーが記入されており、手帳システムへの登録作業において、担当者が申請者（保護者）のマイナンバーを誤って入力した。

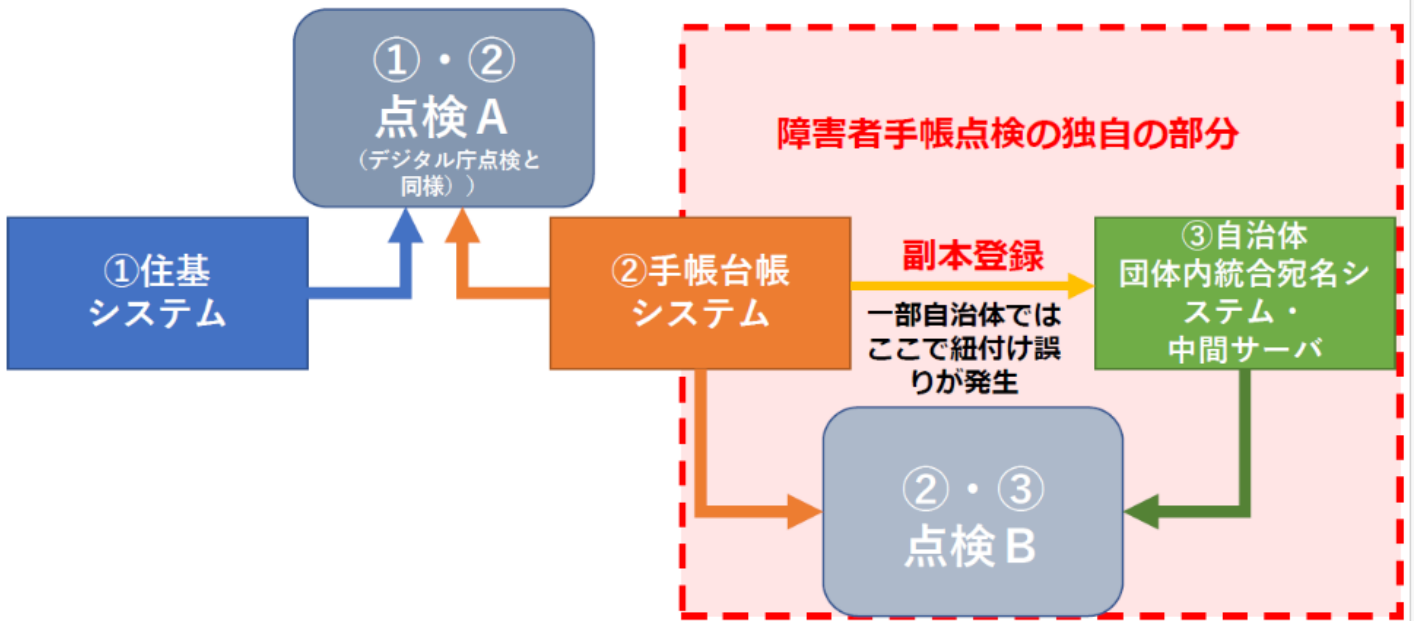
(2) 対応

- ・ 紐付け誤りが判明した時点で、本人のものでない情報をマイナポータルで閲覧できないようにした上で、データを修正した。
- ・ 県健康福祉センター所長が紐付け誤りのあった該当者の自宅を訪問し、本人または保護者に当該事案が発生した旨を説明・謝罪した。

3 再発防止策

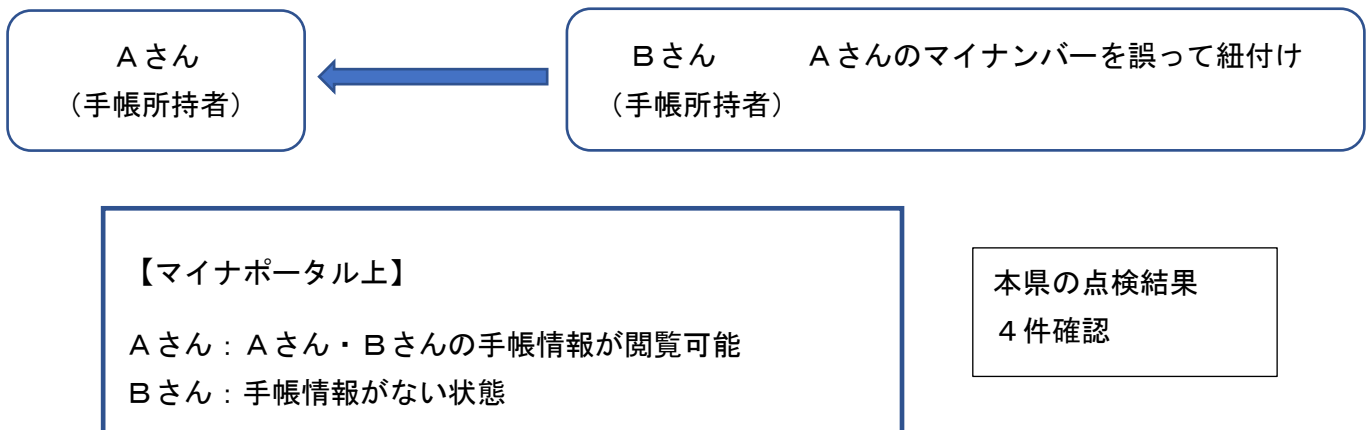
- ・ 障害者手帳システムへの登録について、これまで担当者間の事務引継書の手順で対応していたが、デジタル庁が策定した「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守した業務マニュアルを障がい福祉課において作成し、各県健康福祉センター等の担当者に、そのマニュアルに沿った処理を徹底させる。
- ・ 情報セキュリティ対策からチェックリストにマイナンバーを出力していなかったが、マイナンバーをチェックリストに出力し、複数人でチェックを行う。
- ・ 誤って保護者（15歳未満の児童の場合の申請者）のマイナンバーを登録することがないように申請書様式を見直す。
- ・ 手帳システムに同一のマイナンバーを二重登録できないようシステムを改修する。

○障害者手帳点検の概念図（厚生労働省の総点検マニュアルより）

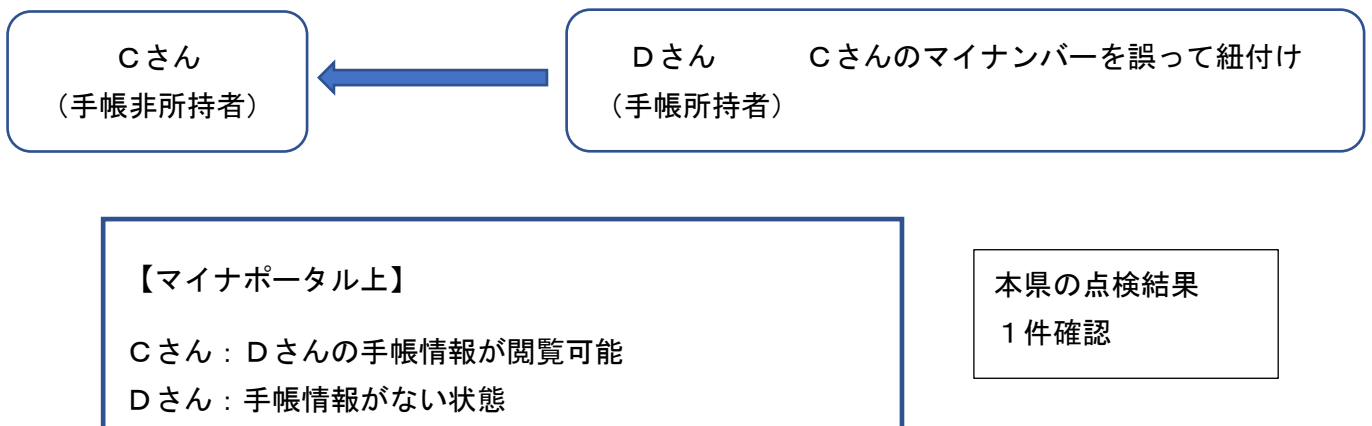


○紐付け誤りによるマイナポータル上での閲覧状況

①



②



横断的なガイドラインの策定について

【ガイドライン策定の趣旨】

- これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインを示してこなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないように、再発防止対策の一つとして各紐付け実施機関向けにマイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインを策定。
- 本ガイドラインでは、各紐付け実施機関が正確なマイナンバー登録を行うために①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを記載。

【ガイドラインの主な内容】

- マイナンバー登録事務について
 - ・ 申請時のマイナンバー取得の原則化
 - －各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
 - ・ 本人確認の手段
 - ・ 住基ネット照会について
 - －氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修中（事務によっては氏名・生年月日・住所の3情報による照会。）
 - ・ 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法
 - －本人から追加情報又は業務システムにて保有する情報により基本4情報から本人を特定
- 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）
- マイナンバー登録事務における実施体制について
- 安全管理措置
- 副本登録について